

(様式1)
 審査基準（申請に対する処分関係）

		担当課	子育て支援課	検索番号	12
法令名	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	根拠条項	第6条第1項		
許認可等	民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可				
<p>(根拠規定) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (許可) 第六条 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所 三 養子縁組あっせん事業を行う事業所の名称及び所在地 四 第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の氏名及び住所並びに経歴 五 その他厚生労働省令で定める事項 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 法人にあっては、定款その他の基本約款を記載した書類 二 養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類 三 養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該養子縁組あっせん事業に係る事業計画書 四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であって厚生労働省令で定めるもの 五 養子縁組のあっせんに関し手数料を徴収する場合にあっては、当該手数料の算定の基準を記載した書類であって厚生労働省令で定めるもの 六 その他厚生労働省令で定める書類</p> <p>(許認可等の基準) 1 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成29年11月27日付け子発1127第4号厚生労働省子ども家庭局長通知） 第2Ⅱ2 許可の基準等（法第7条） (1) 都道府県知事は、許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。 ① 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること 具体的には、申請者から提出された書類等から判断して、養子縁組あっせん事業を安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有していると認められること。 ② 養子縁組あっせん事業を行う者(その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員)が社会的信望を有すること なお、申請者が暴力団員等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力の者と関わりを持っている者である場合は、当該申請書は社会的信望を有するとは言えないものであること。 ③ 帳簿を長期間保存しなければならないことや事業の継続性等に鑑み、申請者が社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること（法第7条第1項第3号及び規則第2条第1項） ④ 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること</p>					

⑤ 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと

なお、「営利を目的として」とは、あっせん行為の対価として金銭その他の利益を受け取る意図をもってという意味であること。また、養子縁組あっせん事業は、一度でもこのような意図をもって養子縁組のあっせんを行った場合、現に金銭その他の物品を受け取ったか否かを問わず、営利を目的とするものとみなされるものであること。

⑥ 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと

⑦ 個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること

なお、個人情報を適正に管理するために必要な措置として、帳簿の保存に関し、必要なバックアップをとるなどの措置が講じられていなければならない。

⑧ ①から⑦までに定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること

具体的には、

- ・法及び法に基づく命令等に適合した業務方法書を作成し、それに従って適正に運営されることが期待できること
- ・養子縁組のあっせんのみならず、児童、児童の父母等及び養親希望者に対する的確な支援を行うことができる能力を有すること
- ・養子縁組あっせん事業の許可を取り消された者にあつては、取消しの日から起算して5年を経過するとともに、当該取消しの事由が解消されていること
- ・国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合にあつては、相手先国の法制度について把握するとともに、児童、児童の父母等及び養親希望者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること
- ・養子縁組あっせん責任者について、なり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと

等が求められる。

(2) 都道府県知事は、許可のための審査に当たっては、申請に係る養子縁組あっせん事業の実施に係る体制について申請者に対し説明を求め、及び実地の調査を行うものとする。

なお、当該調査は、職員2人以上によって行うものとする。(規則第2条第2項)

2 養子縁組あっせん事業の許可等の適正な実施について(平成30年3月9日付け子家発0309第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

1 (1) 暴力団員に対する対応について

養子縁組あっせん事業の許可については、法第7条第1項第2号において、社会的信望を有することが許可基準の一つとされている。このため、養子縁組あっせん事業の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、社会的信望を有するとは言えないことから、許可をしてはならない。

- ① 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当する法人
- ② 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- ④ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

なお、「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

・暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。

・暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。